

令和３年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		メタ-フェニレンジアミン（以下「MPDA」という。）								
改正要望の内容		MPDAについて、輸入統計品目番号の新設及び基本税率の無税化								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
29. 21		アミン官能化合物 芳香族ポリアミン及びその誘 導体並びにこれらの塩								
2921. 51	000	オルト-フェニレンジアミン、 メタ-フェニレンジアミン、パ ラ-フェニレンジアミン及びジ アミノトルエン並びにこれら の誘導体並びにこれらの塩	5. 3%		無税	5. 3%		無税	3. 5%	
	新設	メタ-フェニレンジアミン				無税				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和３年４月１日								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>MPDAは主にメタ系アラミド繊維の原材料として使用されている。メタ系アラミド繊維はポリエステル並みの繊維性能（強伸度、弾性率、比重、風合い、色等）を持ちながら、長期耐熱性（200℃常時使用が可能）、防炎性、難燃性（ナイロン、ポリエステルより引火点、発火点が高い）、耐薬品性に優れることから、消防用の防火・救助服や各種化学プラントプラント向けユニフォーム、鉄鋼・セメント・アスファルト等の産業用耐熱集塵フィルター、樹脂補強材の用途等に使用されている。</p> <p>人命保護及び環境保護の観点から、MPDAを使用したメタ系アラミド繊維の需要は引き続き拡大していく見込みである。</p> <p>② 問題点</p> <p>MPDAの原料であるジニトロベンゼンは取扱いが困難であり、また環境負荷が大きく、その対策として設備投資が必要であることから、MPDA生産の参入障壁が高い。</p> <p>そのため、MPDAの国内生産者は存在せず、中国及びインドから全量を輸入している。特に供給能力と価格面において最も優位である中国は関税率3.5%が課せられている点が、国内MPDAユーザーのコスト負担となっている。</p> <p>また、平成31年3月に中国MPDAメーカーのプラント爆発事故により、当該メーカーは生産撤退し、その上、中国が安全・環境規制を強化したことから、MPDAの総生産量が減少し、需給ひっ迫のため、市況価格が高騰している。それに伴い、関税</p>								

	負担も大きくなっている。
改正の必要性と目的達成の見通し	<p>① 改正の方向性 国内 MPDA 関連産業の保護・発展及び人命・環境保護のため、MPDA に対する基本税率の無税化が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 令和 3 年 4 月 1 日</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果 ・国内 MPDA ユーザーの生産設備稼働量/稼働率の維持及び増加</p> <p>② 改正によって生じうる影響 MPDA の国内生産者は存在しない。また、国内 MPDA ユーザーや MPDA 輸入業者より、本要望による関税撤廃は、国内 MPDA 産業の保護・発展に寄与するものであり、異議申し立てはないことを確認できている。そのため、MPDA の関税撤廃による国内産業への悪影響は考えられない。</p> <p>③ 改正の妥当性 上記のとおり、改正によって期待できる効果は大きく、悪影響はないため、MPDA の関税撤廃は妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和元年度政策評価「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 本措置は、MPDA の関税撤廃分だけ、その下流製品のコスト削減に寄与するため、日本のメタ系アラミド繊維メーカーをはじめとする MPDA ユーザーの国際的な価格競争力の強化に有効な手段である。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 総務省消防庁が策定する「消防隊員用個人防火設備に係るガイドライン」において、防火服等個人消火装備に要求される性能が示されており、同要求を満たすためにメタ系アラミド繊維が貢献している。</p> <p>④ 関連措置 —</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	—
措置による効果	—